



各 位

平成21年 5 月 1 8 日

会社名 株式会社鶴見製作所
代表者名 取締役社長 辻本 治
(コード番号6351 東証・大証第1部)
問合せ先 取締役社長室長 芝上英二
(TEL 06-6911-2351)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月18日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第58回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が、平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

(1) 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第7条、第9条第2項、第12条第3項)

ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。

(2) 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第10条、第12条第3項)

(3) 現行定款第11条の株式取扱規則に定める事項を明確にし、株式取扱規則に定める株式取扱手数料を廃止したことから所要の変更を行うものであります。

(4) その他、上記変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第7条 (株券の発行)</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (自己の株式の取得) (条文省略)</p> <p>第9条 (单元株式数および单元未満株券の不発行) 当社の单元株式数は、1,000株とする。 <u>2. 当社は、单元株式数に満たない株式 (以下「单元未満株式」という。) に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>第10条 (单元未満株式についての権利) 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 单元未満株式の買増し請求をする権利</p>	<p>(削 除)</p> <p>第7条 (自己の株式の取得) (現行どおり)</p> <p>第8条 (单元株式数) 当社の单元株式数は、1,000株とする。 (削 除)</p> <p>第9条 (单元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 单元未満株式の買増し請求をする権利</p>

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 <u>11</u> 条 (株式取扱規則) 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第 <u>10</u> 条 (株式取扱規則) 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第 <u>12</u> 条 (株主名簿管理人) 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当会社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>第 <u>11</u> 条 (株主名簿管理人) 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>第 <u>13</u> 条～第 <u>40</u> 条 (条文省略)</p>	<p>第 <u>12</u> 条～第 <u>39</u> 条 (現行どおり)</p>
<p>第 <u>41</u> 条 (剰余金の配当) 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>第 <u>40</u> 条 (剰余金の配当) 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>
<p>第 <u>42</u> 条 (配当金の除斥期間) (条文省略)</p>	<p>第 <u>41</u> 条 (配当金の除斥期間) (現行どおり)</p>

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(附 則)</u></p> <p><u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条 前条および本条は、平成 2 2 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 2 2 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削除する。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 2 1 年 6 月 2 6 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 2 1 年 6 月 2 6 日 (予定)

以 上